

廃止措置計画認可後の福島第二原子力発電所における
定期事業者検査の実施時期について

【実施方針】

現在、施設定期検査を実施していない福島第二原子力発電所における廃止措置計画認可後の定期事業者検査（以下、定事検）の実施時期については、下図に示すスケジュールイメージで開始・実施する*。

- ・ 定事検開始報告は廃止措置計画の認可後、各プラントの定事検対象設備に対して点検の有効期限が切れる最初の時期を起点として、その1ヵ月前までに実施する。
- ・ 点検の有効期限が切れる定事検対象設備に対しては、その時点で点検及び定事検を実施する。但し、それ以外の定事検対象設備に対しては、プラントごとに時期をずらしてまとめて実施する。

注記※：スケジュールイメージに記載した定事検の実施号機の順番及び実施期間については参考であり、発電所の状況に応じて変更を行うものとする。

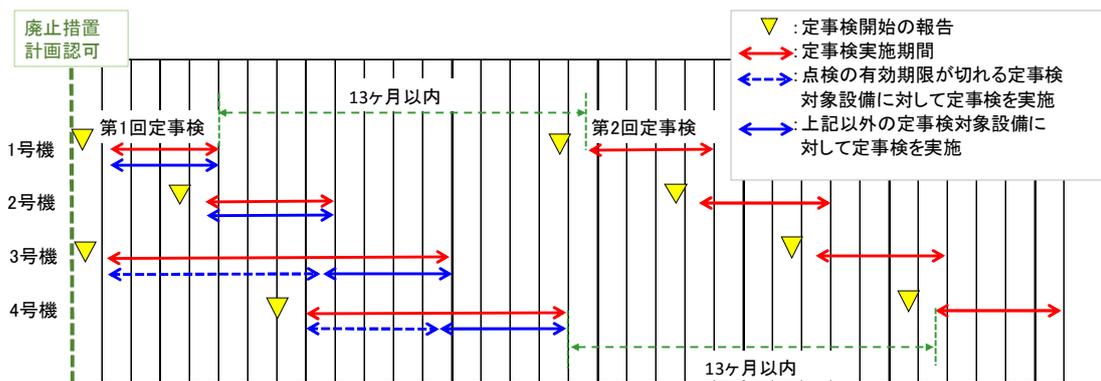


図 福島第二原子力発電所 定期事業者検査スケジュールイメージ

【補足情報】

- ・ 法令上、「定事検の開始報告」は、定事検開始の1ヶ月前までに行う必要がある。
- ・ 福島第二原子力発電所の初回定事検の開始時期については、NRAへの確認の結果、整備規則附則第3条『新規制基準に適合していない実用発電用原子炉施設（施行日前日において施設定期検査を実施中のもの）：施行日において定期事業者に統合』に該当し、施設定期検査の時期が「未定」である福島第二原子力発電所においては「廃止措置計画認可から定事検の開始報告を行う運用に切り替わる」との見解が示された。
- ・ 定事検開始時期は点検の有効期限が切れる定事検対象設備を起点に考えるとの見解が示された。
- ・ 法令上、直近の定事検終了日から13ヶ月以内に次回定事検を実施する必要がある。